

2024年6月3日

日本総合病院精神医学会
会員各位

精神科リエゾン専門医の研修期間に関するお知らせ

拝啓

平素より日本総合病院精神医学会の活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
当学会の専門医である「精神科リエゾン専門医（一般病院連携精神医学専門医）」は、2022年度より、精神科領域の学会認定サブスペシャリティ専門医として認定されております。
当学会として、引き続き精神科リエゾンサービスの充実、均てん化を進めるため、「精神科リエゾン専門医」の養成、増員を行って参ります。

「精神科リエゾン専門医」の取得のためには、当学会が認定した研修施設（専門医研修施設または特定研修施設）で3年間研修することが必要です。この3年間に精神科専攻医の研修期間を一定年数含めるかについて、日本精神神経学会と協議を行ってきました。

その結果、

「精神科専門医（基本領域）の3年間の研修期間のうち、初めの1年間を含む1ないし2年間について、一般病院連携精神医学専門医（通称：精神科リエゾン専門医）の研修と同時並行させることを認める」

ことが決定されました。

したがって、専攻医期間中に当学会の研修施設で、当学会の指導医の下で研修した場合、最大2年間まで、「精神科リエゾン専門医」の研修期間に算入できることになりました。経験した同一の症例を精神科専門医にも精神科リエゾン専門医にも登録可能となります。

例えば、専攻医1年目が研修施設である大学病院、2-3年目が単科精神病院であれば1年、1年目が研修施設である大学病院、2年目が単科精神病院、3年目が研修施設である市中総合病院であれば2年が算入できます。最短では、精神科医4年目に研修施設で研修できれば3年間を満たし、必要な症例を経験できていれば、5年目で専門医受験が可能になります。

このシステムを活用するためにも、精神科後期研修の基幹研修施設である大学病院には、もれなく当学会の研修施設になっていただくため、先日特例措置の延長を行ったところです。また、学会員歴の短縮など専門医取得要件の見直しをすすめています。

当学会は、今後も引き続き精神科リエゾンサービスの充実、総合病院精神医学の発展のために、あらゆる活動を継続していく所存です。引き続きご支援ご協力をいただければ幸甚です。

敬具

日本総合病院精神医学会
理事長 西村勝治
専門医制度委員会委員長 和田 健